

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第二十六条 条例第三十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては当該登録申請者およびその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第四項および第二十八条第三項において同じ。）の住民票の写しまたはこれに代わる書面および略歴を記載した書面</p> <p>二 登録申請者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人）が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書</p> <p>三 業務主任者の住民票の写しまたはこれに代わる書面</p> <p>四 業務主任者が条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により登録申請者もしくはその役員もしくは法定代理人または業務主任者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、住民票の写しまたはこれに代わる書面の添付を要しない。</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第二十六条 条例第三十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては当該登録申請者およびその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）の住民票の写しまたはこれに代わる書面および略歴を記載した書面</p> <p>二 登録申請者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人）が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書</p> <p>三 業務主任者の住民票の写しまたはこれに代わる書面</p> <p>四 業務主任者が条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>（変更の届出）</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 条例第三十四条第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 条例第三十一条第一項第一号に掲げる事項の変更（変更の届出をしようとする者が個人である場合にあつてはその者の住民票の写しまたはこれに代わる書面、法人である場合にあつては法人の登記事項証明書、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類（役員の氏名を変更する場合であつて新たに役員となつた者に係るものに限る。）</p> <p>二 条例第三十一条第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更</p>	<p>（変更の届出）</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 条例第三十四条第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 条例第三十一条第一項第一号に掲げる事項の変更（変更の届出をしようとする者が個人である場合にあつてはその者の住民票の写しまたはこれに代わる書面、法人である場合にあつては法人の登記事項証明書、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類（役員の氏名を変更する場合であつて新たに役員となつた者に係るものに限る。）</p> <p>二 条例第三十一条第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更</p>

改正案	現行
<p>を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書</p> <p>三 条例第三十一条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書(法定代理人が法人である場合に限る。)、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類(新たに法定代理人となつた者(法定代理人が法人である場合にあつては、新たに役員となつた者)に係るものに限る。)</p> <p>四 条例第三十一条第一項第四号に掲げる事項の変更 第二十六条第一項第三号および第四号に掲げる書類</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により変更の届出をしようとする者もしくはその役員もしくは法定代理人または業務主任者に係る本人確認情報を利用することができる場合は、住民票の写しまたはこれに代わる書面の添付を要しない。</p>	<p>を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書</p> <p>三 条例第三十一条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書(法定代理人が法人である場合に限る。)、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類(新たに法定代理人となつた者(法定代理人が法人である場合にあつては、新たに役員となつた者)に係るものに限る。)</p> <p>四 条例第三十一条第一項第四号に掲げる事項の変更 第二十六条第一項第三号および第四号に掲げる書類</p> <p>(新設)</p>